



平成 24 年 5 月 7 日

各位

会 社 名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 利和
(コード番号：6448 東証・名証 第 1 部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 加藤和利
(TEL 052-824-2072)

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 18 年 3 月 23 日の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下、「前方針」といいます。）を、同年 6 月 23 日開催の当社第 114 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として決定し、同総会に提出、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認頂いております。また、その後、前方針の有効期限が満了する平成 21 年 6 月 23 日開催の当社第 117 回定時株主総会において、前方針に所要の修正を行った「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下、「現方針」といいます。）につき、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得てご承認をいただいております。

現方針の有効期限は平成 24 年 6 月 26 日開催（予定）の当社第 120 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）後に最初に開催される当社取締役会の終了時点までとされており、当社取締役および監査役は、現方針決定後の当社を取り巻く環境の変化等も踏まえ、当社企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、現方針の在り方についてさらなる検討を続けてまいりました。

その結果、独立役員（東京証券取引所が定めるもの、以下、同じです）である社外取締役 2 名を含む当社取締役 5 名全員の賛成を得て、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくため、本株主総会において株主の皆様の承認をいただけることを条件として、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下、「基本的な考え方」といいます。）に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、現方針を更新することを、平成 24 年 5 月 7 日開催の当社取締役会において決定いたしましたので、お知らせいたします。（以下、更新後の方針を「新方針」といいます。）

なお、独立役員である社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員が、新方針の具体的運用が適切に行われることを条件として新方針に賛同する旨の意見を述べております。

新方針は本株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、本株主総会終了後最初に開催される当社取締役会の決議をもって同日より発効します。

また、本日現在、当社が具体的に特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありませんので、念のため申し添えます。

注：大規模買付行為については P 3 の 3.（2）にて定義しております。

1. 基本的な考え方

当社グループは、その売上高の70%以上を海外市場で上げており、44の国と地域に17（当社の5工場を含みます。）の生産拠点と52の販売拠点を有し、連結ベースでの従業員も3万名を超えております（平成24年4月現在）。当社の企業価値は、当社グループが事業を行っているこれらの国・地域におけるビジネスパートナーとの信頼関係や従業員のモラルに大きく依存しております。

また、当社グループは、企画・開発・設計・製造・販売・サービスなどのあらゆる場面で、お客様を第一に考える「“At your side.”な企業文化」を定着させ、世界各国のお客様から、「信頼できるブランド」と評価いただけるよう、事業活動を行っております。その実現のため、独自のマネジメントシステムである「Brother Value Chain Management（ブラザー・バリュー・チェーン・マネジメント）」を経営の中核として構築し、常に改善することによって、お客様の求める価値を迅速に提供してまいります。

このような状況において、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、当社経営陣による経営方針及びその推進と比較して、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要十分な情報が提供される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為についての情報の収集と代替案提示の機会の確保を目的として、以下の3.の通り、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対しては大規模買付ルールの順守を求めることとし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

2. 基本的な考え方の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の基本的な考え方の前提として、当社グループの企業価値を向上させ、多数の投資家の皆様に長期的かつ継続的に当社に投資していただくことが重要であると考えています。このため、当社グループのさらなる成長に向けた中長期ビジョン「Global Vision 21」を平成14年度に策定し、当社グループが目指す3つの項目を以下の通り掲げております。

- ・「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体質の企業」になる
- ・独自の技術開発に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
- ・「“At your side.”な企業文化」を定着させる

この「Global Vision 21」実現に向けたロードマップとして、当社グループでは中期戦略を策定しております。現在は、平成23年度より平成27年度までの5年間を対象とした中期戦略「CS B2015」の2年目であり“Back to Growth ～成長への再挑戦～”をテーマに、すべての事業において成長戦略にチャレンジしております。

主力のプリンティング・アンド・ソリューションズ事業においては、グローバルに成長戦略を推進し、各カテゴリーにおいてトップクラスのポジションを築くことを目指しております。先進

国を中心に、主力の SOHO (Small Office, Home Office) 市場から大企業まで顧客層を広げ、プリントボリュームの高いセグメントでの競争力を高めるとともに、伸長する新興国市場では、モノクロレーザー製品を中心に販売拡大を図っております。

新規事業については、ネットワークイメージングデバイス事業とネットワーク・アンド・コンテンツ事業の両分野において、新規事業の育成・拡大を進めております。ネットワークイメージングデバイス事業においては、シースルー型ヘッドマウントディスプレイや、Web 会議を中心としたブラザー独自のオンラインサービスなど昨年度から今年度にかけていくつかの事業を形にしております。今後は次世代を担う新規事業の育成を加速してまいります。ネットワーク・アンド・コンテンツ事業では、通信カラオケを中核とし、顧客基盤や技術基盤を活用した新規事業の育成・拡大を図ります。

家庭用ミシンのパーソナル・アンド・ホーム事業では、グローバルで業界トップのポジションを築き、安定成長を図りながら、収益を確保してまいります。また、工業用マシンと産業機器のマシナリー・アンド・ソリューション事業では、カテゴリ No. 1 の商品群で成長と収益の両立を目指してまいります。

これら、各事業の成長に向けて、当社グループでは、研究開発や設備投資など積極的に投資を行ってまいります。また、成長を加速させるため、あらゆる事業領域、地域において M&A やアライアンスの機会を探索し、スピーディな事業化や成長を実現する戦略投資枠として 1,500 億円を想定しております。

さらに、開発・製造・販売・人材・CSR とあらゆる面において経営基盤を強化し、「真のグローバル化」を加速することにより、企業価値を高めてまいります。

3. 大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容

（1）本対応方針の目的

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の皆様が大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要な情報を確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案提示の機会を確保することを通じて、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

（2）対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20% 以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20% 以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

注 1：特定株主グループとは、

（i）当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（ii）当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注 2：議決権割合とは、

（i）特定株主グループが、注 1 の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第

27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

（3）大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と代替案提示の機会が確保され、ひいては当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後のみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。具体的には以下の通りです。

①意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を示していただきます。

②情報の提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会による意見形成（代替案の提示を含みます。）のために必要十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下の内容を含みますが、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを作成いたします。

①大規模買付者およびそのグループの概要

②大規模買付行為の目的および内容

③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

④大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画

大規模買付者から大規模買付情報を提供していただくため、当社は、①の意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると合理的に考えられる場合には、必要十分な情報が揃うまで、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

③取締役会による検討期間

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することはできません。

すなわち、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当社取締役会が大規模買付者に交付した日から起算して、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えら

れるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉すること、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会による検討もしくは交渉の結果、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるものであると当社取締役会が判断をした場合には、速やかに取締役会評価期間を終了させ、その旨を開示いたします。

(4) 独立諮問委員会

大規模買付ルールに係る当社取締役会の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置します。

大規模買付ルールでは、後述の(5)において、対抗措置発動にかかる事項を定めておりますが、このような対抗措置を発動する場合など、大規模買付ルールの運用に関する当社取締役会の重要な判断にあたっては、原則として独立諮問委員会に諮問を行うこととし、当社取締役会はその助言・勧告を最大限尊重するものといたします。独立諮問委員会の詳細については別紙1に記載の通りです。なお、独立諮問委員会の詳細については、当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するという趣旨に合致する合理的な範囲内で、取締役会の決議により、変更され得るものとします。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、当社企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択します。具体的対抗措置として新株予約権を株主の皆様へ無償割当てする場合の新株予約権の概要は別紙2に記載の通りです。なお新株予約権の無償割当てを行うにあたっては、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件または当社が新株予約権の一部を取得する場合に、特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項を付するなど、大規模買付ルールを順守しない者への対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることがあります。

大規模買付ルールが順守されている場合、当社取締役会は、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、株主の皆様の意思に基づくことなく当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとすることはありません。

当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合として、例えば以下の①から⑤までに掲げられる行為等が意図されている場合を想定しております。

- ①株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ②当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で株式を売り抜ける行為
- ⑤強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式売買をおこなうことをいいます。）等株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

対抗措置の発動や選択については、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分尊重し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助

言・勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会で決定し、適時適切な開示を行います。

上記の対抗措置を発動するに際し、当社取締役会が当社株主共同の利益の観点から株主の皆様のご意見を確認させていただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催することといたします。当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、その時点で株主総会を開催する旨および開催理由の開示を行います。

(6) 株主・投資家に与える影響等

①大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記(5)において述べた通り、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださるようお願いいたします。

②対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。ただし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、無償割当ての中止、または新株予約権の行使期間開始日前日までに当社が当社株式を交付することなく無償での新株予約権の取得を行うことがあります。この場合、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様へ新株予約権が割当てられますので、新株予約権を取得するためには、新株予約権の割当て期日までに振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを実施することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

また、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が定める日をもって特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合があります。この場合には、特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は当社が取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使のための金銭を払い込むことなく、当社による取得の対価として、新株予約権の目的となる当社株式を受領することになります。なお、取得の対象となる株主の皆様には、別途ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等を確認する当社所定の書式による書面や、振替株式を記録するための口座の情報をご提出いただくことがあります。

(7) 本対応方針の発効日および有効期限

本対応方針は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られた場合、本株主総会終了後に最初に開催される当社取締役会の決議をもって同日より発効し、有効期限は、平成27年に開催される当社定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から本対応方針を随時見直し、取締役会の決議により、必要に応じて本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。ただし、本株主総会において株主の皆様からいただくご承認の趣旨に反する本対応方針の変更は行わない

こととし、また、本対応方針の廃止又は変更については、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重して、行うこととします。

また、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針は廃止されます。

当社は、本対応方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

（８）本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断

１．本対応方針が当社の基本的な考え方に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の基本的な考え方（前記１）に沿うものです。

２．本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は以下の理由から、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①株主意思を反映するものであること

本対応方針は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られた場合、本株主総会終了後に最初に開催される当社取締役会の決議をもって同日より発効いたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

②独立性のある社外者の助言・勧告の尊重

当社は、本対応方針の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われた際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置いたします。当該独立諮問委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議内容に基づいて当社取締役会に対し助言または勧告し、当社取締役会は、当該助言・勧告を最大限尊重します。

③「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた設計

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、かつ平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されています。

④ 廃止が困難なものでないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。また、当社取締役の任期は1年であることから、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、特に長期の期間を要することなく本対応方針の廃止が可能です。

以 上

独立諮問委員会の詳細

1. 構成員

独立諮問委員会の委員は、当社の業務執行者から独立している者で、員数は3名以上とし、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、企業・経済活動に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者の中から、当社取締役会が選任します。

独立諮問委員会の委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度に関する定時株主総会後、最初に開催される取締役会終了時までとします。再任は妨げません。また、当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社と締結します。

但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。

なお、取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議をした場合、独立諮問委員会委員の任期は本対応方針の廃止と同時に終了します。

2. 決議要件

独立諮問委員会の決議は、原則として、独立諮問委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、やむを得ない事由があるときは、独立諮問委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができます。

3. 決定事項その他

独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、主として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して助言・勧告します。当社取締役会は、この独立諮問委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行います。なお、独立諮問委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としません。

- ① 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か
- ③ 大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすものであるか否か
- ④ 対抗措置の発動の可否、及びその内容の妥当性
- ⑤ その他当社取締役会が諮問した事項

また、独立諮問委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。

また、当社の取締役、監査役、従業員その他の独立諮問委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立諮問委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

なお、独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合のほか、定期的に委員会を開催し、中期経営計画の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について、当社取締役その他独立諮問委員会が必要と認める者から報告を受けるものとします。

以 上

(別紙 1 参考資料)

独立諮問委員会委員就任予定者の氏名及び略歴

本対応方針が本株主総会において株主の皆様のご承認を得られた場合、独立諮問委員会委員は以下の4名を予定しております。

増田 幸央（ますだ ゆきお）【再任】

【略 歴】

昭和 16年生

昭和 39年 三菱商事株式会社入社

平成 8年 同社 取締役

平成 11年 同社 常務取締役

平成 13年 同社 代表取締役兼常務執行役員

平成 16年 同社 代表取締役兼副社長執行役員

平成 18年 同社 常任顧問

平成 20年 当社独立諮問委員会 委員（現）

平成 20年 三菱商事株式会社 顧問（現）

坪田 安弘（つばた やすひろ）【再任】

【略 歴】

昭和 12年生

昭和 35年 株式会社伊藤忠商事入社

昭和 43年 米国コントロールデータファースト日本支社入社

昭和 47年 株式会社セイコーエプソン入社

昭和 54年 エプソン・アメリカ 社長兼CEO

平成 3年 米国NEXT COMPUTER SYSTEMS社 社長補佐

平成 4年 米国キヤノンコンピューターシステムズ 社長兼CEO

平成 12年 セイコーインスツルメントアメリカ アドバイザー

平成 13年 米国eMachines社 社外取締役

平成 14年 T&TYMS社 代表取締役社長

平成 16年 金沢工業大学大学院 客員教授

平成 21年 当社独立諮問委員会 委員（現）

松野 聡一（まつの そういち）【再任】

【略 歴】

昭和 19年生

昭和 42年 エーザイ株式会社入社

平成 4年 エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ 社長

平成 5年 エーザイ株式会社 取締役

平成 9年 同社 常務取締役

平成 12年 同社 取締役兼専務執行役員

平成 13年 エーザイ・インク 会長

平成 16年 同社 特別顧問

エーザイ株式会社 代表執行役副社長

平成 22年 同社 相談役（現）

平成 23年 当社独立諮問委員会 委員（現）

大泉 隆史（おおいずみ たかし）【再任】

【略 歴】

昭和 21年生

昭和 46年 東京地方検察庁検事

昭和 56年 法務大臣秘書官

昭和 59年 東京高等検察庁検事

平成 4年 東京地方検察庁特捜部副部長

平成 5年 法務省刑事局刑事課長

平成 6年 同総務課長

平成 8年 法務省大臣官房人事課長

平成 14年 最高検察庁総務部長

平成 16年 公安調査庁長官

平成 18年 仙台高等検察庁検事長

平成 19年 大阪高等検察庁検事長

平成 21年 弁護士登録（弘中総合法律事務所所属）（現）

平成 23年 当社独立諮問委員会 委員（現）

※上記の各委員就任予定者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその条件

当社取締役会で定める割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき当社取締役会が別途定める個数の新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数の上限は、300,000,000株とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

3. 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、必要に応じ、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の発行方法

新株予約権の発行は新株予約権の無償割当ての方法とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

本対応方針の発効日以降に議決権割合が20%以上となったことのある特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めないこと等を、新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が有する新株予約権を当社が取得し、当該新株予約権の目的となる当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることができるものとする。

その他、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

参考資料 1

当社株式の状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数 600,000,000 株
2. 発行済株式総数 277,535,866 株
3. 株主総数 16,325 人
4. 大株主の状況

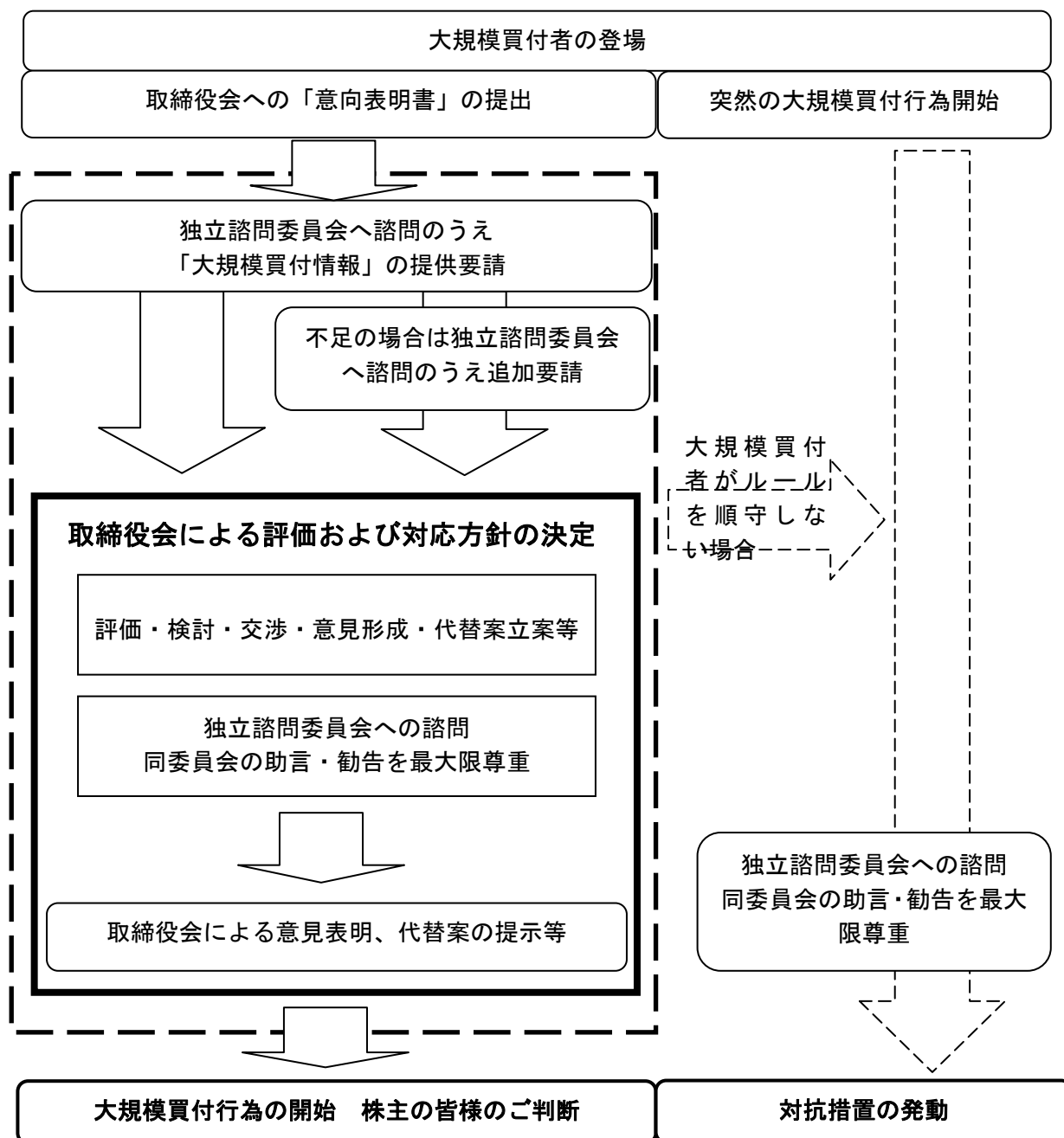
株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	23,368	8.42
日本生命保険相互会社	13,880	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,951	4.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,806	3.53
株式会社三井住友銀行	8,398	3.03
京セラ株式会社	5,000	1.80
朝日實業株式会社	4,512	1.63
住友生命保険相互会社	4,499	1.62
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,796	1.37
ブラザーグループ従業員持株会	3,780	1.36

※ 1：出資比率は小数点第 3 位を四捨五入して表示しております。

※ 2：当社の保有する自己株式 8,768,689 株（3.16%）は上記の表に記載しておりません。

以 上

本対応方針 概要イメージ図



上記概要イメージ図はあくまでも本対応方針の概要の参考資料として作成されたものです。本対応方針の内容の詳細については、「3. 大規模買付行為への対応方針の内容」本文をご覧ください。

以 上